

藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託公募型プロポーザル 質問回答書

No.	質問内容	該当箇所	回答
1	本業務委託に必要な営業許可登録状況について、どのような許可が必要になるか。 また、該当の許可登録が無き場合はblankでの提出で良いか。	業務委託等契約締結者調査票 3項	今回の業務において特に必要な営業許可登録はございません。 そのため、空白の提出で構いません。
2	本業務委託に必要な資格者について、質問1と同様で、どのような資格が必要となるか。 また、該当の資格者がいない場合はblankでの提出で良いか。	業務委託等契約締結者調査票 4項	今回の業務において特に必要な資格はございません。 そのため、空白の提出で構いません。
3	相談員の募集に条件があるか。	藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4 業務内容 (1) 相談窓口の開設・運営 ウ シフトの調整 (ア) 応募者の管理	条件はございません。
4	相談員の応募が無かった場合は実績として認められるか。	藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4 業務内容 (1) 相談窓口の開設・運営 ウ シフトの調整 (ウ) 相談員の割り当て	実施予定日に相談員が割り当てられない時の対応としては、藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4 業務内容 (1) 相談窓口の開設・運営 ウ シフトの調整 (カ) シフト調整困難時の対応に記載の通りです。何か他に案があればご提案ください。
5	相談員への勤務日確定の連絡はどのような手段を想定しているか。	藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4 業務内容 (1) 相談窓口の開設・運営 ウ シフトの調整 (エ) 勤務日確定の連絡	メールを想定しております。
6	相談員育成の到達レベルの想定はあるか。 また、相談員育成の実施時間、回数の想定はあるか。	藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4 業務内容 (2) 相談員の育成	総務省のデジタル活用支援事業に掲載されているテキストの内容については、回答ができるレベルを想定しております。 実施時間、回数についてはご提案ください。
7	① 1会場ごと実施体制人数については、基本的には、相談員3名+現場管理スタッフ2名の5名の認識で間違いはないか。	藤沢市スマホ相談窓口運営支援等業務委託仕様書 4.業務内容 (1) 相談窓口の開設・運営 (ウ) 実施体制 6.業務実施体制 (2) 人員配置	ご認識のとおりです。
8	② 受託実績報告書に記載する事項は、民間企業からの受託も実績の1つとして記載可能か。	藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領 9.企画提案書等の提出 (1) 提出書類 エ 受託実績報告書	可能です。
9	③ 業務実績の提出としては以下どちらの認識が正しいか？ Bの場合、内容が重複するがよいか。 A：業務実績報告書と企画提案書は別とし、業務実績報告書（様式5）と企画提案書（業務実績の記載なし）を提出する。 B：業務実績報告書（様式5）を記載したうえで、企画提案書内にも業務実績の項目をもちの実績を記載したものを提出する。	藤沢市スマホ何でも相談窓口運営支援等業務委託公募型プロポーザル実施要領 9.企画提案書等の提出 (1) 提出書類 ア企画提出書類 エ業務実施報告書 企画提案書作成要領 2 企画提案書の記載及び提案内容 (2) 業務実績	実績は受託実績報告書に記載をお願いします。 企画提案書には実績を記載しなくても記載いただいてもどちらでも問題ございません。 記載いただく場合、受託実績報告書と内容が重複しても問題ございません。